

申請に必要な図書

適用する住宅性能	申請書類の種類	部数
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書（様式1） ・委任状（代理者が申請手続きを行う場合） ・設計内容説明書（注1） ・付近見取り図 ・配置図 	正・副 2部

※上記以外に適用する住宅性能を満たす根拠となる資料が必要となります。

省エネルギー性	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策等級を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表を含む）、平面図、立面図、矩計図、開口部リスト、計算書（計算による場合）等もしくは ・断熱等性能等級4を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表を含む）、平面図、立面図、矩計図、開口部リスト、計算書等 <p>※評価書等を利用する場合はその写し 設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4又は断熱等性能等級4のもの）、建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4又は断熱等性能等級4のもの）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証、贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書（省エネ性能の場合に限る）</p>	正・副 2部
耐久性・可変性	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化対策等級3を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表を含む）、平面図、立面図、矩計図、伏図等 ・維持管理対策等級（専用配管）2以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表を含む）、平面図、基礎伏図、設備図等 ・維持管理対策等級（共用配管）2以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表を含む）、平面図、基礎伏図、設備図等（一戸建ての場合は不要） ・躯体天井高2.5m以上、住戸専用部の構造躯体の柱等がないことがわかる資料 平面図、矩計図、構造図、計算書等（一戸建ての場合は不要） <p>※評価書等を利用する場合はその写し 設計住宅性能評価書（耐久性・可変性の適合が確認できるもの）、建設住宅性能評価書（耐久性・可変性の適合が確認できるもの）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証</p>	正・副 2部
耐震性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表を含む）、平面図、立面図、矩計図、伏図、壁量計算図、壁量等計算書、構造計算書等もしくは ・免震建築物であることを満たす根拠となる資料 仕様書（仕上表を含む）、平面図、立面図、矩計図、伏図、構造計算書、免震建築物の維持管理に関する資料等 <p>※評価書等を利用する場合はその写し 設計住宅性能評価書（1-1耐震等級2又は3、もしくは免震建築物であるもの）、建設住宅性能評価書（1-1耐震等級2又は3、もしくは免震建築物であるもの）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証、贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書（耐震性能に限る）</p>	正・副 2部
バリアフリー性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上表を含む）、平面図、立面図、矩計図、UB詳細図等 ・高齢者等配慮対策等級（共用部分）3以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上表を含む）、平面図、立面図、矩計図、階段詳細図等 <p>※評価書等を活用する場合はその写し 設計住宅性能評価書（9-1及び9-2が等級3以上のもの）、建設住宅性能評価書（9-1及び9-2が等級3以上のもの）、</p>	正・副 2部

注1：評価書等を活用する時で、基準への適合が確認できる場合は、設計内容説明書は省略できます。